

覚書

労働者_____（以下「甲」という。）と使用者 株式会社エスケイ・コミュニティー（以下、「乙」という。）は以下の事項に関して合意した。

1. 甲が自らのスキルアップの目的で受講する宅地建物取引士の登録講習（5点免除講習）の受講料については、甲は乙からの補助金を利用して受講することができる。なお補助金は実費分を乙が負担するものとする。この補助金は、原則として返還すべきものである。但し、甲が2年以上勤務した場合には補助金の返還義務を免除する。
2. 上記以外の宅地建物取引士の取得のための講座の受講料については上限を6万円までとして、甲は乙からの補助金を利用して受講することができる。この補助金は、原則として返還すべきものである。但し、甲が補助金を利用した年の宅地建物取引士試験に合格した場合については補助金の返還義務を免除する。また合格しなかった場合でもその試験の最低合格ライン点数より2点以下までの得点であった場合は、利用した補助金の半額については返還義務を免除するものとします。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所 東京都新宿区西新宿7-9-6 寿ビル4F
会社名 株式会社エスケイ・コミュニティー
役職 代表取締役
氏名 小林 哲郎 印